

議案第37号

鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年2月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

--	--

改 正 後	改 正 前
<p>(権限の特例)</p> <p>第2条 法第23条第1項第1号及び第3号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第3条 教育委員会の権限に属する次に掲げる事務は、市町村が処理する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(権限の特例)</p> <p>第2条 法第23条第1項第1号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。</p> <p>(事務処理の特例)</p> <p>第3条 教育委員会の権限に属する次に掲げる事務は、市町村が処理する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定により文化財に関し教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件の受理及び教育委員会への送付</u></p> <p>(4) <u>鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)又は同条例の施行のための教育委員会規則の規定により教育委員会に提出すべき届書その他の書類の受理及び教育委員会への送付</u></p>

(鳥取県行政組織条例の一部改正)

第2条 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。</p> <p>元気づくり総本部 危機管理局 総務部 地域振興部 観光交流局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。</p> <p><u>中部地震復興本部事務局</u> 元気づくり総本部 危機管理局 総務部 地域振興部 観光交流局 福祉保健部 生活環境部 商工労働部</p>

農林水産部

県土整備部

第3条 削除

(危機管理局の所掌事務)

第5条 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 地域の危機対応力の向上に関する事項

(5) 略

農林水産部

県土整備部

(中部地震復興本部事務局の所掌事務)

第3条 中部地震復興本部事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 鳥取県中部地震からの復興に係る施策の総合調整に関する事項

(2) 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項 (生活環境部と共管)

(3) 地域の危機対応力の向上に関する事項 (危機管理局と共管)

(危機管理局の所掌事務)

第5条 危機管理局の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 地域の危機対応力の向上に関する事項 (中部地震復興本部事務局と共管)

(5) 略

(地域振興部の所掌事務)

第7条 地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 文化財の保護に関する事項

(7) 略

(生活環境部の所掌事務)

第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(13) 略

(14) 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項

(15) 略

(地域振興部の所掌事務)

第7条 地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 略

(生活環境部の所掌事務)

第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(13) 略

(14) 鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関する事項 (中部地震復興本部事務局と共管)

(15) 略

(鳥取県文化財保護条例の一部改正)

第3条 鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(財産権の尊重及び他の公益との調整)</p> <p>第3条 <u>知事</u>は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第4条 <u>知事</u>は、有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定をするには、<u>知事</u>は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第1項の規定による指定をしたときは、<u>知事</u>は、当該県指定保護文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。</p>	<p>(財産権の尊重及び他の公益との調整)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第4条 <u>教育委員会</u>は、有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 前項の規定による指定をするには、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第1項の規定による指定をしたときは、<u>教育委員会</u>は、当該県指定保護文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。</p>

(解除)

第5条 県指定保護文化財が県指定保護文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、知事は、その指定を解除することができる。

2・3 略

4 前項の場合には、知事は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項において準用する前条第3項の規定による県指定保護文化財の指定の解除の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は指定書を20日以内に知事に返付しなければならない。

(管理方法の指示)

第6条 知事は、県指定保護文化財の管理に関し、その所有者に対し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

(解除)

第5条 県指定保護文化財が県指定保護文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2・3 略

4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第3項の規定による県指定保護文化財の指定の解除の通知を受けたとき、又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者は指定書を20日以内に教育委員会に返付しなければならない。

(管理方法の指示)

第6条 教育委員会は、県指定保護文化財の管理に関し、その所有者に対し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第7条 県指定保護文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び知事の指示に従い、県指定保護文化財を管理しなければならない。

2 県指定保護文化財の所有者は、当該県指定保護文化財の適切な管理のため必要があるときは、専ら自己に代わり当該県指定保護文化財の管理の責任を負うべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 略

(所有者又は管理責任者の変更)

第8条 県指定保護文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、指定書を添えて20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

2 県指定保護文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、20日以内に知事に届け出なければならない。この場合には、前条第3項の規定は、適用しない。

第7条 県指定保護文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、県指定保護文化財を管理しなければならない。

2 県指定保護文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もっぱら自己に代り当該県指定保護文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 略

(所有者の変更等)

第8条 県指定保護文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、指定書を添えて20日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 県指定保護文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(滅失又は毀損等)

第9条 県指定保護文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、その事実を知った日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(所在の変更)

第10条 県指定保護文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、変更しようとする日の20日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則の定める場合には届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

2 県指定保護文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失又は^き損等)

第9条 県指定保護文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは^き損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、その事実を知った日から10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第10条 県指定保護文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合には届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第11条 略

- 2 前項の補助金を交付する場合には、知事は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する県指定保護文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 県指定保護文化財の管理が適当でないため当該県指定保護文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、知事は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 県指定保護文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、知事は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3・4 略

第11条 略

- 2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。
- 3 教育委員会は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する県指定保護文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 県指定保護文化財の管理が適当でないため当該県指定保護文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 県指定保護文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3・4 略

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 略

- 2 前項に規定する「補助金の額」とは、補助金の額を、補助に係る修理等を施した県指定保護文化財につき知事が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、さらに当該耐用年数から修理等を行った時以後当該県指定保護文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助に係る修理等が行われた後、当該県指定保護文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第14条 県指定保護文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 略

- 2 前項に規定する「補助金の額」とは、補助金の額を、補助にかかる修理等を施した県指定保護文化財につき教育委員会が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、さらに当該耐用年数から修理等を行った時以後当該県指定保護文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助にかかる修理等が行われた後、当該県指定保護文化財を県に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、県は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第14条 県指定保護文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保

を及ぼす行為については影響の軽微であるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。
- 3 知事は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、知事は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 略

(修理の届出等)

第15条 県指定保護文化財を修理しようとするときは、所有者は、修理に着手しようとする日の30日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行うときは、この限りでない。

存に影響を及ぼす行為については影響の軽微であるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 略

(修理の届出等)

第15条 県指定保護文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行うときは、この限りでない。

2 県指定保護文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

第16条 知事は、県指定保護文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、知事の行う公開の用に供するため当該県指定保護文化財を出品することを勧告することができる。

2 知事は、県が管理又は修理につき、補助金を交付した県指定保護文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、知事が行う公開の用に供するため当該県指定保護文化財を出品することを命ずることができる。

3・4 略

5 知事は、第1項又は第2項の規定により県指定保護文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定保護文化財の管理の責任を負うべき者を定めなければならない。

6 第1項又は第2項の規定により出品したことに起因して当該県指定保護文化財が滅失し、又は毀損したときは、県は、その県指定保護文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補

2 県指定保護文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

第16条 教育委員会は、県指定保護文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため当該県指定保護文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、県が管理又は修理につき、補助金を交付した県指定保護文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、教育委員会が行う公開の用に供するため当該県指定保護文化財を出品することを命ずることができる。

3・4 略

5 教育委員会は、第1項又は第2項の規定により県指定保護文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定保護文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 第1項又は第2項の規定により出品したことに起因して当該県指定保護文化財が滅失し、又はき損したときは、県は、所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者

償する。ただし、県指定保護文化財が所有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損したときは、この限りでない。

(調査)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、県指定保護文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定保護文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第18条 県指定保護文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定保護文化財に関しこの条例に基づいてする知事の勧告又は命令、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 略

(指定等)

第19条 知事は、無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要

の責めに帰すべき事由によって滅失し、又はき損したときは、この限りでない。

(調査)

第17条 教育委員会は、必要があると認めるときは、県指定保護文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県指定保護文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第18条 県指定保護文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定保護文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告又は命令、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 略

(指定)

第19条 教育委員会は、無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとつ

なものを鳥取県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 略

4 知事は、第1項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 略

（解除）

第20条 県指定無形文化財が県指定無形文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、知事は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体

て重要なものを鳥取県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 略

4 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 略

（解除）

第20条 県指定無形文化財が県指定無形文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体

として適当でなくなったと認められるときその他特殊の事由が生じたときは、知事は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3・4 略

5 前項の場合には、知事は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第21条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他規則の定める事由が生じたときは、保持者又はその相続人は、その事由の生じた日（保持者の死亡に係る場合は、相続

として適当でなくなったと認められるときその他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。

3・4 略

5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第21条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める事由が生じたときは、保持者又は相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければな

人がその事実を知った日) から20日以内にその旨を知事に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散したときにあつては、代表者であった者）について、同様とする。

(保存)

第22条 知事は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

(公開)

第23条 知事は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

らない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散したときにあつては、代表者であった者）について、同様とする。

(保存)

第22条 教育委員会は、県指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

(公開)

第23条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 知事は、県が補助金を交付した県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を命ずることができる。

3 前2項の場合には、第16条第3項を、前2項の規定により県指定無形文化財の記録を公開したことに起因して当該県指定無形文化財の記録が滅失し、又は毀損した場合には、同条第6項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第24条 知事は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第25条 知事は、有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条

2 教育委員会は、県が補助金を交付した県指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該県指定無形文化財の公開を、県指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を命ずることができる。

3 前2項の場合には、第16条第3項を、前2項の規定により公開したことに起因して当該県指定無形文化財の記録が滅失し、又はき損した場合には、同条第6項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第24条 教育委員会は、県指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(指定)

第25条 教育委員会は、有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法

第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形民俗文化財(以下「県指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2・3 略

(解除)

第26条 知事は、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その指定を解除することができる。

2～5 略

6 第4項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、知事は、その旨を告示しなければならない。

(県指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)

第27条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、

第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを鳥取県指定無形民俗文化財(以下「県指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2・3 略

(解除)

第26条 教育委員会は、県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財が県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その指定を解除することができる。

2～5 略

6 第4項の場合の県指定無形民俗文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(県指定有形民俗文化財の現状変更等の届出)

第27条 県指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(県指定無形民俗文化財の保存)

第28条の2 知事は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第28条の3 知事は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 知事は、県が補助金を交付した県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を命ずることができる。

- 2 県指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(県指定無形民俗文化財の保存)

第28条の2 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

(県指定無形民俗文化財の記録の公開)

第28条の3 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

- 2 教育委員会は、県が補助金を交付した県指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を命ずることができる。

3 略

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第28条の4 知事は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることがを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第29条 知事は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

(指定)

第30条 知事は、記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとつ

3 略

(県指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第28条の4 教育委員会は、県指定無形民俗文化財の保存に当たることがを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第29条 教育委員会は、県指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

(指定)

第30条 教育委員会は、記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県

て重要なものを鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 略

（解除）

第31条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、知事は、その指定を解除することができる。

2・3 略

（管理団体による管理）

第31条の2 知事は、県指定史跡名勝天然記念物の保存につき必要があると認めるときは、適当な市町村その他の法人を管理団体として指定し、当該管理団体に県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理を行わせることができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定しようとする市町村その他の法人の同意を得なければならない。

にとって重要なものを鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 略

（解除）

第31条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2・3 略

（管理団体による管理）

第31条の2 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物の保存につき必要があると認めるときは、適当な市町村その他の法人を管理団体として指定し、当該管理団体に県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理を行わせることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定しようとする市町村その他の法人の同意を得なければならない。

3 略

第31条の3 知事は、県指定史跡名勝天然記念物の保存につき前条第1項の管理団体（以下「管理団体」という。）の指定の必要がなくなったときその他特殊の事由が生じたときは、その指定を解除することができる。

2 略

（標識等の設置）

第32条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者又は管理団体は、規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

（土地の所在等の異動の届出）

第33条 県指定史跡名勝天然記念物の指定の地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第35条において準用する第7条第2項の規定により管理責任者が選任され、又は第31条の2第1項の規定により管理

3 略

第31条の3 教育委員会は、県指定史跡名勝天然記念物の保存につき前条第1項の管理団体（以下「管理団体」という。）の指定の必要がなくなったときその他特殊の事由が生じたときは、その指定を解除することができる。

2 略

（標識等の設置）

第32条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者又は管理団体は、教育委員会規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しなければならない。

（土地の所在等の異動の届出）

第33条 県指定史跡名勝天然記念物の指定の地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者（第35条で準用する第7条第2項の規定により管理責任者が選任され、又は第31条の2第1項の規定により管理団体が

団体が指定されているときは、その者)は、30日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第34条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3・4 略

(選定)

第35条の2 知事は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観（法第134条第1項の規定により重要文

指定されているときは、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第34条 県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微であるときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3・4 略

(選定)

第35条の2 教育委員会は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観（法第134条第1項の規定により重

化的景観に選定されたものを除く。) であって、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち県にとってその価値が高いものを、鳥取県選定文化的景観（以下「県選定文化的景観」という。）として選定することができる。

2 略

(解除)

第35条の3 知事は、県選定文化的景観が県選定文化的景観としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2・3 略

(滅失又は毀損)

第35条の4 県選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又は毀損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、その事実を知った日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。ただし、県選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合

要文化的景観に選定されたものを除く。) であって、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち県にとってその価値が高いものを、鳥取県選定文化的景観（以下「県選定文化的景観」という。）として選定することができる。

2 略

(解除)

第35条の3 教育委員会は、県選定文化的景観がその価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2・3 略

(滅失又はき損)

第35条の4 県選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、県選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として教育委員会規

として規則で定める場合は、この限りでない。

(管理に関する勧告)

第35条の5 管理が適当でないため県選定文化的景観が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときは、知事は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該県選定文化的景観について第35条の2第1項に規定する申出を行った市町村の意見を聴くものとする。

3・4 略

(現状変更等の届出等)

第35条の6 県選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変

則で定める場合は、この限りでない。

(管理に関する勧告)

第35条の5 管理が適当でないため県選定文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該県選定文化的景観について第35条の2第1項に規定する申出を行った市町村の意見を聴くものとする。

3・4 略

(現状変更等の届出等)

第35条の6 県選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の

更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。
- 3 県選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、知事は、第1項の届出に係る県選定文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(選定)

第36条 知事は、市町村の申出に基づき、法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部（法第144条第1項の規定により重要伝統的建造物群保存地区として選定されたものを除く。）で県にとってその価値が高いものを、鳥取県選定伝統的建造物群保存地区（以下「県選定伝統的建造物群保存地区」という。）として選定することができる。

2 略

規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 県選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、第1項の届出に係る県選定文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(選定)

第36条 教育委員会は、市町村の申出に基づき、法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部（法第144条第1項の規定により重要伝統的建造物群保存地区として選定されたものを除く。）で県にとってその価値が高いものを、鳥取県選定伝統的建造物群保存地区（以下「県選定伝統的建造物群保存地区」という。）として選定することができる。

2 略

(解除)

第37条 知事は、県選定伝統的建造物群保存地区が県選定伝統的建造物群保存地区としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2 略

(選定等)

第39条 知事は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能（法第147条第1項の規定により選定保存技術として選定されたものを除く。）のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを、鳥取県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 知事は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者又は保存団体（県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3・4 略

(解除)

第37条 教育委員会は、県選定伝統的建造物群保存地区がその価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2 略

(選定)

第39条 教育委員会は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能（法第147条第1項の規定により選定保存技術として選定されたものを除く。）のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを、鳥取県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者又は保存団体（県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3・4 略

(解除)

第40条 知事は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2 知事は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められるときその他特殊の事由が生じたときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 略

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはその全てが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはその全てが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者の全てが死亡しかつ保存団体の全てが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を告示しなければならない。

(保存)

(解除)

第40条 教育委員会は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなったときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められるときその他特殊の事由が生じたときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 略

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡しかつ保存団体のすべてが解散したときは、県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保存)

第42条 知事は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

(保存に関する指導又は助言)

第43条 知事は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第44条 知事は、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項、第30条第1項及び第31条の2第1項の規定による指定、第5条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第31条第1項及び第31条の3第1項の規定による指定の解除、第19条第2項及び第4項(第39条第4項において準用する場合を含む。)並びに第39

第42条 教育委員会は、県選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、県選定保存技術について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 略

(保存に関する指導又は助言)

第43条 教育委員会は、県選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第44条 教育委員会は、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項、第30条第1項及び第31条の2第1項の規定による指定、第5条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第31条第1項及び第31条の3第1項の規定による指定の解除、第19条第2項及び第4項(第39条第4項で準用する場合を含む。)並びに第39

条第2項の規定による認定、第20条第2項及び第40条第2項の規定による認定の解除、第29条第1項の規定による選択、第35条の2第1項、第36条第1項及び第39条第1項の規定による選定並びに第35条の3第1項、第37条第1項及び第40条第1項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

(規則への委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 県指定保護文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者
- (2) 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者

第47条 第14条又は第34条の規定に違反して、知事の許可を受け

条第2項の規定による認定、第20条第2項及び第40条第2項の規定による認定の解除、第29条第1項の規定による選択、第35条の2第1項、第36条第1項及び第39条第1項の規定による選定並びに第35条の3第1項、第37条第1項及び第40条第1項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

(規則への委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第46条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 県指定保護文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者
- (2) 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者

第47条 第14条又は第34条の規定に違反して、教育委員会の許可

ず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定保護文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は知事の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定保護文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

(鳥取県文化財保護審議会条例の一部改正)

第4条 鳥取県文化財保護審議会条例(昭和50年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号) <u>第190条第2項</u>の規定に基づき、鳥取県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号) <u>第190条</u>の規定に基づき、鳥取県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p>

第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2・3 略

(専門委員)

第8条 略

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 略

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2・3 略

(専門委員)

第8条 略

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 略

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
1 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村	1 地方自治法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略	各市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡の町並びに西伯郡の町村
1の2 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第43条第1項の規定による現状変更等（文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第3項第1号イ又はロに掲げる現状変更等に限る。）の許可の申請の受理及び知事への送付 (2) 第53条第1項の規定による重要文化財の所有者等以外の者による公開の許可の申請の受理及び知事への送付 (3) 第54条（第172条第5項において準用する場合を含む。）の規定による現状等についての報告の受理及び知事への送付（(1)の申請に係るものに限る。）	各市町村（鳥取市を除く。）		

<p>1の3 文化財保護法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 第92条第1項（第93条第1項において準用する場合を含む。）の規定による発掘に関する届出の受理及び知事への送付(2) 第92条第2項の規定による発掘に関する報告書等の受理及び知事への送付(3) 第94条第1項の規定による発掘に関する通知の受理及び知事への送付(4) 第94条第3項の規定による協議の申出の受理及び知事への送付(5) 第96条第1項の規定による遺跡の発見の届出の受理及び知事への送付(6) 第97条第1項の規定による遺跡の発見の通知の受理及び知事への送付(7) 第97条第3項の規定による協議の申出の受理及び知事への送付(8) 第188条第1項の規定による文部科学大臣等に提出すべき書類等の受理及び知事への送付	<p>各市町村</p>
<p>1の4 文化財保護法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 第125条第1項の規定による現状変更等（文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからヲまでに掲げる現状変更等に限	<p>各町村</p>

る。)の許可の申請の受理及び知事への送付
(2) 第130条(第172条第5項において準用する場合を含む。)の規定による現状等についての報告の受理及び知事への送付
((1)の申請に係るものに限る。)

1の5 鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村
(1) 第5条第5項(第26条第2項及び同条第5項において準用する場合を含む。)の規定により返付される指定書の受理及び知事への送付	
(2) 第7条第3項(第28条及び第35条において準用する場合を含む。)の規定による管理責任者の選任又は解任の届出の受理及び知事への送付	
(3) 第8条第1項(第28条及び第35条において準用する場合を含む。)の規定による所有者の変更の届出の受理及び知事への送付	
(4) 第8条第2項(第28条及び第35条において準用する場合を含む。)の規定による管理責任者の変更の届出の受理及び知事への送付	

- (5) 第8条第3項（第28条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による所有者又は管理責任者の氏名等の変更の届出の受理及び知事への送付
- (6) 第9条（第28条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による滅失等の届出の受理及び知事への送付
- (7) 第10条（第28条において準用する場合を含む。）の規定による所在の場所の変更の届出の受理及び知事への送付
- (8) 第14条第1項の規定による現状変更等の許可の申請の受理及び知事への送付
- (9) 第15条第1項（第35条において準用する場合を含む。）の規定による修理の届出の受理及び知事への送付
- (10) 第17条（第28条及び第35条において準用する場合を含む。）の規定による現状等についての報告の受理及び知事への送付
- (11) 第21条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による保持者の氏名の変更等の届出の受理及び知事への送付
- (12) 第27条第1項の規定による現状変更等の届出の受理及び知事への送付
- (13) 第33条の規定による土地の所在等の異動の届出の受理及び知事への送付

(14) 第34条第1項の規定による現状変更等の許可の申請の受理及び知事への送付	
1の6 鳥取県文化財保護条例の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	各市町村
略	

略	

(鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 <u>知事</u>は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって<u>知事</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史跡公園に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 史跡公園の維持管理（<u>知事</u>が別に定めるものを除く。）</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史跡公園に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 史跡公園の維持管理（<u>教育委員会</u>が別に定めるものを除</p>

に関する業務

(2)・(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、史跡公園の管理に関する業務のうち知事が別に定めるもの

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者の選定基準)

第7条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第4条第1項の規定による申請があったときは、同条例第5条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1)・(2) 略

く。)に関する業務

(2)・(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、史跡公園の管理に関する業務のうち教育委員会が別に定めるもの

(指定管理者の管理の期間)

第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(指定管理者の選定基準)

第7条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第4条第1項の規定による申請があったときは、同条例第5条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。

(1)・(2) 略

- (3) 知事が行う事業に積極的に協力する者であること。
- (4) その他知事が第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(利用時間)

第8条 史跡公園の利用時間は、午前9時から午後5時まで（知事があらかじめ指定する日にあつては、午前9時から午後7時まで）とする。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。
- 3 知事は、第1項の規定により指定を行い、又は前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の休止)

第9条 略

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、史跡公園の全部又は一部について、臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせることができる。

- (3) 教育委員会が行う事業に積極的に協力する者であること。
- (4) その他教育委員会が第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(利用時間)

第8条 史跡公園の利用時間は、午前9時から午後5時まで（教育委員会があらかじめ指定する日にあつては、午前9時から午後7時まで）とする。

- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。
- 3 教育委員会は、第1項の規定により指定を行い、又は前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の休止)

第9条 略

- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、史跡公園の全部又は一部について、臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせることができる。

3 知事は、前項の規定により臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせるときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の許可)

第10条 史跡公園の施設を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1)～(3) 略

3 知事は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第14条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 知事の指定する場所以外の場所において喫煙し、又は火

3 教育委員会は、前項の規定により臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせるときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の許可)

第10条 史跡公園の施設を占有しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1)～(3) 略

3 教育委員会は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第14条 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 教育委員会の指定する場所以外の場所において喫煙し、

を使用すること。

(3) 知事の許可を受けないで竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(4)・(5) 略

(6) 知事の許可を受けないで物品を販売すること。

(7)～(9) 略

(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為

2 略

3 知事は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。

4 略

(措置命令)

第15条 知事は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し)

又は火を使用すること。

(3) 教育委員会の許可を受けないで竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(4)・(5) 略

(6) 教育委員会の許可を受けないで物品を販売すること。

(7)～(9) 略

(10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める行為

2 略

3 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。

4 略

(措置命令)

第15条 教育委員会は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(許可の取消し)

第16条 知事は、利用許可又は行為許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(権限の委任)

第17条 第8条から第10条まで及び第14条から第16条までに規定する知事の権限は、規則で定めるところにより所長に委任する。

(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

第16条 教育委員会は、利用許可又は行為許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(権限の委任)

第17条 第8条から第10条まで及び第14条から第16条までに規定する教育委員会の権限は、教育委員会規則で定めるところにより所長に委任する。

(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、史跡公園の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第7条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

--	--

改 正 後

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県文化芸術事業評価委員会	県が実施し、又は助成する文化芸術事業の評価に関する事項
鳥取県文化財保護審議会	(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第3項に規定する事項
	(2) 鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第44条に規定する意見に関する事項
とっとり弥生の王国調査整備活用委員会	青谷上寺地遺跡及び妻木晩田遺跡の調査研究及び整備活用に関する事項
鳥取県銃砲刀剣類登録審査会	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第14条第3項の規定による火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定に関する事項
略	
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第2条に規定する事項

改 正 前

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県文化芸術事業評価委員会	県が実施し、又は助成する文化芸術事業の評価に関する事項
略	
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第2条に規定する事項

略	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県社会教育委員	社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条第1項各号に掲げる事項
略	
鳥取県立図書館協議会	図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第2項に規定する事項

鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会	発達障がい児及び発達障がい者並びにこれらの家族の支援体制の整備に関する事項
略	

別表第2（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県社会教育委員	社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条第1項各号に掲げる事項
とっとり県民カレッジ運営委員会	生涯学習のためのとっとり県民カレッジの運営のあり方に関する事項
略	
鳥取県立図書館協議会	図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第2項に規定する事項
鳥取県文化財保護審議会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第2項に規定する事項
とっとり弥生の王国調査整備活用委員会	青谷上寺地遺跡及び妻木晩田遺跡の調査研究及び整備活用に関する事項
鳥取県銃砲刀剣	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第

略	

類登録審査会	6号) 第14条第3項の規定による火縄式銃砲等の古式銃砲及び刀剣類の鑑定に関する事項
略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項第3号に掲げる文化財の保護に関する事務（以下「移管事務」という。）について鳥取県教育委員会がした処分その他の行為は、知事がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に移管事務に関して鳥取県教育委員会に対して行われた申請その他の行為で施行日までに処分その他の行為がなされていないものについては、知事に対して申請その他の行為が行われたものとみなして、知事が処分その他の行為を行う。

4 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県附属機関条例別表第2に掲げる鳥取県文化財保護審議会、とっとり弥生の王国調査整備活用委員会及び鳥取県銃砲刀剣類登録審査会の委員に任命されている者は、改正後の鳥取県附属機関条例別表第1に掲げる鳥取県文化財保護審議会、

とっとり弥生の王国調査整備活用委員会及び鳥取県銃砲刀剣類登録審査会の委員に任命されたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。